

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

石巻市長 齋 藤 正 美



1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 石巻市社会教育施設LED照明器具賃貸借
- (2) 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
(賃貸借物件の納入期限は令和7年3月31日)
- (3) 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（60か月）
- (4) 入札及び発注担当課 教育委員会生涯学習課
- (5) 業務概要 LED照明器具賃貸借 一式（3施設）
- (6) 仕様及び支払条件 別紙仕様書のとおり
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）を適用
※「非参集型入札」とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に宮城県内の本店、支店、営業所等で登録されている者
 - ② 過去5年間のうちに、国又は地方公共団体の発注による同規模施設のLED照明器具賃貸借契約の事業実績がある者
 - ③ LED照明器具交換工事は令和7年3月31日までに完了し、令和7年4月1日からLED照明灯の賃貸借を開始できる者
 - ④ 賃貸借期間中（5年間）の設備の保守及び維持管理ができ、部品供給ができる者
 - ⑤ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (2) 参加資格の制限
次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定により指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適切な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手続き等	期間・期日・期限	場所等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出 郵送（一般書留又は簡易書留）もしくは生涯学習課への持参	令和7年1月10日（金） 午後5時 必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きし、郵送した日に右記連絡先へ電話連絡すること。	宛先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市教育委員会生涯学習課 石巻市役所本庁舎4階 Tel : 0225-95-1111 内線 5072
入札参加資格の審査結果の通知	令和7年1月15日（水）	ファクシミリによる通知
仕様書等に対する質問の受付	令和6年12月20日（金）から 令和6年12月26日（木）まで ※午前10時まで islstudy@city.ishinomaki.lg.jp FAX : 0225-22-5160	ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
質問への回答	令和7年1月7日（火） 午前10時	石巻市ホームページで公開する。

入札書及び内訳書の提出 郵送（一般書留又は簡易書留）若しくは生涯学習課への持参	令和7年1月20日（月） 午後5時必着	宛先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市教育委員会生涯学習課 Tel：0225-95-1111 内線 5072
入札（開札）日	令和7年1月21日（火） 午前10時	非参集型

（注）入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、上記3に示す期限・場所等を厳守の上、次に掲げる申請書類各1部を郵送（一般書留又は簡易書留）若しくは生涯学習課へ持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本公告の入札参加申請及び資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
- (2) LED照明器具賃貸借実績調書（別記様式第2号）
- (3) 入札参加申請書の事業実績が確認できる契約書・仕様書等の写し
- (4) 納入機器等構成表（別記様式第7号）

5 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知はファクシミリにより行う。

- (2) 上記(1)に示す「制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書」を交付された者であっても、改札日の前日午後5時までは、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 入札書等の提出

- (1) 前記5の制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加資格を有していると認められたものは、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札書（別記様式第6号）及び入札金額積算内訳書（任意様式）とともに中封筒に封かんした二重封筒で、

郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）若しくは生涯学習課へ持参し提出すること。

- (2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 入札書等の提出期限は、開札日前日の午後5時とし、提出期限を過ぎてから到着したものは、無効とする。
- (4) 入札書の日付は、入札日（開札日）を記入する。
- (5) 入札書等は、「入札等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した中封筒に封入封かんし、外封筒に更に封入封かんし、郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）若しくは生涯学習課へ持参し提出すること。

8 最低制限価格

設定しない。

9 入札の回数

- (1) 入札の執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとし再度入札の回数は1回とする。再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ施行により行う。

なお、再度の入札を行う場合は、入札書（別記様式第6号）の提出が必要となるので、注意すること。

再度入札の落札者は、入札金額積算内訳書（任意様式）を開札日中に、下記の電子メールアドレスへ送信すること。

電子メールアドレス：islstudy@city.ishinomaki.lg.jp

- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確（修正可能な筆記用具の使用等）な入札は無効とする。

11 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 入札書に記載する金額は仕様書に掲げるリース全体の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満切り捨

て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

1 2 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

1 3 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別紙仕様書、契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (2) 工事は、電気工事業の資格を有し、石巻市内に本店を有する工事業者を優先的に施工業者とすること。
- (3) 入札に必要な書類について、前記4に提示した書類以外にも必要に応じ、提出を求めることがある。
- (4) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときには、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (5) 実際に生じた本市の損害額が上記(4)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
また、本規定は上記(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (6) 詳細又は不明な点については、教育委員会生涯学習課に照会のこと。

(電話0225-95-1111 内線5072)

(電子メールアドレス islstudy@city.ishinomaki.lg.jp)